

新旧対照表

○快適トイレの設置に関する特記仕様書

新	旧
<p>(快適トイレの仕様)</p> <p>第2条 工事現場に設置する快適トイレについては、以下の(1)～(11)の仕様を満たすものでなければならない。また、(12)～(17)については、満たしていればより快適に使用できると思われる項目であり、必須ではない。</p> <p>【快適トイレに求める機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 洋式(洋風)便座 (2) 水洗及び簡易水洗機能(し尿処理装置付き含む) (3) 臭い逆流防止機能 (4) 容易に開かない施錠機能 (5) 照明設備 (6) 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等(耐荷重を5kg以上とする) <p>【付属品として備えるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> (7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示 (8) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫 (9) サニタリーボックス(女性用トイレに必ず設置) (10) 鏡と手洗器 (11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品 <p>【推奨する仕様、付属品】</p> <ul style="list-style-type: none"> (12) 室内寸法900×900mm以上(面積ではない) (13) 擬音装置(機能を含む) (14) 着替え台 (15) 臭気対策機能の多重化 (16) 室内温度の調整が可能な設備 (17) 小物置き場(トイレットペーパー予備置き場等) 	<p>(快適トイレの仕様)</p> <p>第2条 工事現場に設置する快適トイレについては、第1号に示す仕様を満たし、第2号に示す付属品を備えるものでなければならない。また、第3号に示す仕様等を満たすものであるよう努めるものとする。</p> <p>(1) 快適トイレに求める標準仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 洋式便座 イ 水洗機能(簡易水洗、し尿処理装置付き含む) ウ 臭い逆流防止機能(フラッパー機能) (必要に応じて消臭剤等を活用し臭い対策を取ること) エ 容易に開かない施錠機能(二重ロック等) (二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明できるもの) オ 照明設備(電源がなくても良いもの) カ 衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能(耐荷重5kg以上) <p>(2) 快適トイレとして活用するために備える付属品</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示 イ 入口の目隠しの設置(男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配慮等) ウ サニタリーボックス(女性専用トイレに限る) エ 鏡付きの洗面台 オ 便座除菌シート等の衛生用品 <p>(3) 推奨する仕様及び付属品</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 室内寸法900×900mm以上(半畳程度以上) イ 擬音装置 ウ 着替え台(フィッティングボード等) エ フラッパー機能の多重化 オ 窓など室内温度の調整が可能な設備 カ 小物置き場等(トイレットペーパー予備置き場)

新旧対照表

新	旧
<p>(快適トイレの設置)</p> <p>第3条 受注者は、快適トイレの設置にあたっては、規格、設置期間及び設置基数等の詳細について、監督員と協議しなければならない。</p> <p>2 受注者は、設置する快適トイレが前条の内容を満たすものであることを示す書類を提出しなければならない。</p> <p>3 快適トイレの手配が困難の場合等は、監督員と協議の上、本仕様書の対象外とする。</p> <p>(設置に要する費用)</p> <p>第4条 工事現場に快適トイレを設置する費用については、通常の仮設トイレの賃料との積算上の差額である <u>57,000 円／1基・月</u>を見込んでいるが、実際に設置に要した費用を確認の上、設計変更の対象とする。</p> <p>2 【快適トイレに求める機能】(1)～(6)及び【付属品として備えるもの】(7)～(11)の費用については、<u>従来品相当額を差し引いた後、57,000円／基・月を上限とし、設置基数は、現場毎に必要性を協議の上、決定する。</u>ただし、<u>ハウス型等の場合、入口が別になっている場合に限り、入口別に57,000円／基・月上限まで計上可能とする。</u></p> <p>3 <u>運搬・設置費</u>は共通仮設費の率分に含むものとする。</p>	<p>(快適トイレの設置)</p> <p>第3条 受注者は、快適トイレの設置にあたっては、仕様、設置期間及び設置基数等の詳細について、監督員と協議しなければならない。</p> <p>2 受注者は、設置する快適トイレが前条第1号に示す仕様を満たし、同条第2号に示す付属品を備えるものであることを示す書類を提出しなければならない。</p> <p>3 受注者は、快適トイレの手配が困難の場合は、監督員と協議を行うこと。</p> <p>(設置に要する費用)</p> <p>第4条 工事現場に快適トイレを設置する費用については、通常の仮設トイレの賃料との積算上の差額である <u>51,000 円／1基・月</u>を見込んでいるが、実際に設置に要した費用を確認の上、設計変更の対象とする。</p> <p>2 前項の規定により設計変更の対象とする費用は、1基当たり <u>51,000 円／月</u>を上限とし、男女別で1基ずつの2基まで計上できるものとする。ただし、使用する快適トイレが男女別一体型の場合は、これを2基とみなす。</p> <p>3 運搬費等は共通仮設費の率分に含むものとする。</p>